岸和田市告示第 335 号

下記の書類の送達を受けるべき者の住所、居所等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の２第１項の規定により公示送達をする。

なお、当該書類は本市市民健康部健康保険課において保管し、送達を受けるべき者から申出があればいつでも交付する。

令和 8 年 11 月 9 日

岸和田市長　佐野　英利

記

1　送達を受けるべき者

氏名　ＬＩ　ＳＨＡＯＨＡＮＧ

2　送達する書類の名称

[redacted]